

令和5年度

通常総会資料

日時 令和5年5月13日（土）午前10時00分～

会場 蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館

ハーモニーホール

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

通常総会次第

1 開会のことば

2 区連協会長挨拶

3 功 労 者 表 彰

4 来 賓 祝 辞

5 議 長 選 出

6 議事録署名人選出

7 会 務 報 告

報告第1号 令和4年度要望事項の報告について P 1 ~ 4

8 議 案 審 議

議案第1号 令和4年度事業報告について P 5 ~ 6

議案第2号 令和4年度収入支出決算について P 7

議案第3号 令和4年度監査報告について P 8

議題第4号 令和5年度役員（案）の承認について P 9

議案第5号 令和5年度事業計画（案）について P10 ~ 11

議案第6号 令和5年度収入支出予算（案）について P12 ~ 14

議案第7号 令和5年度監事の選任について P15

9 閉会のことば

報告第1号 令和4年度要望事項の報告について

令和4年度 千葉市中央区町内自治会連絡協議会要望事項回答一覧（市…市連協要望 区…区連協要望）

区	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	市区	担当部署	要望事項に対する回答
1	第3地区	<p>都川沿いの散歩道計画の有無等について</p> <p>①都川沿いの散歩道計画の有無について 都川沿いの散歩道は上流の調整池まで用地の買収が完了していると聞いているが事実か？長期にわたって放置され見苦しい箇所があり、県庁にも近く早期の整備を望む。</p> <p>②開通している歩道に柵を設置してドッグランの場所として使用していることについて この散歩道に、NPO法人が柵を設置してドッグランの場所として営利目的に使用しているが、県有地の使用に問題はないのか。</p>	中央区	中央区 地域振興課 千葉県 千葉土木事務所	<p>要望のありました「都川沿いの散歩道計画の有無等について」は、土地の所有者である千葉県千葉土木事務所へ情報提供し、状況を確認いたしました。</p> <p>千葉県千葉土木事務所からは、 ①現状の都川沿いの道路については、河川管理用通路として整備しており、都川沿いに散歩道を整備する計画はありません。なお、一部区間においては、管理用通路がない状況です。 また、河川用地内に不法占拠物が確認されたため、河川管理用通路の適切な管理に努めてまいります。</p> <p>②不法に柵等が設置されている状況を当事務所でも確認しており、当該NPO法人に対し、柵の撤去やドッグランとして使用しないよう指導を行っております。 との回答を得ました。</p>
2	第5地区	<p>国道14号線の登戸4丁目交差点から、西千葉駅方面に向う道路の幅員拡張、歩道の設置及び安全柵の設置について※</p> <p>上記の道路は、国道357号線より西千葉方面（春日町）を経由して、国道126号線に接続しているため、朝、夕、の通勤時は元より、日中でも車の通行量が非常に多い道路です（千葉国道事務所調査によると22,000台/日）。道路の幅員も少く（≒6m）、加えて一部カーブしている箇所もあり、歩道もなく、安全柵もありません。歩行者には大変危険な道路です。我々4丁目、5丁目の住民が生活道路として使用していることは勿論、幸町方面の会社、官庁に勤めるサラリーマンの通勤路にもなっています。交通災害の発生が常時心配されています。</p> <p>以上の理由から下記の対策を早急に実施するよう、再々要望致します。（平成15年、17年度、令和3年度の要望事項として提出済です） 1. 国道357号線の登戸4丁目交差点から西登戸公園（京成踏切）迄の道路幅員の拡張（国税局宿舍が使用されなくなった。） 2. 歩道の早急な整備と歩道上に安全柵の設置 3. 歩道設置がされていない部分へ安全柵の設置</p>	建設局道路部 街路建設課 建設局土木部 土木事務所 中央・美浜 土木事務所 緑地建設課	<p>1. 2. 本要望区間は登戸5丁目側に歩道を新設するほか、国道357号との交差点流入部に右折レーンを設置するため平成20年度から用地取得にかかる交渉を行っております。平成22年度に旧国税局宿舍跡地の歩道整備、平成27年度に交差点流入部の右折レーンの設置と約70メートル区間の歩道整備を実施したところです。残区間の用地取得にあたっては、家屋移転を伴うケースや、敷地の利用形態に大きく影響を及ぼすことなどがあることから、土地権利者等のご意向を十分に聞きながら、早急な歩道整備に向けて、ご理解とご協力を頂けるよう、引き続き、丁寧な交渉に努めて参ります。</p> <p>3. 歩道が設置されていない箇所への安全柵設置についてですが、現況道路の路肩の幅が狭く、安全柵の設置が困難なことから、ドライバーに対して歩行者への注意を促す路面標示「歩行者注意」を令和4年6月に設置しました。</p>	
3	第9地区	<p>花輪町の市有地へ保育所設置の要望</p> <p>この地域の保育所状況は、10年前までは余裕があり、地域外の子どもを受け入れてきた。その後赤井町、仁戸名町で大規模宅地開発が行われ、余裕がなくなり、さらに花輪町の2か所で大規模宅地開発がスタートしたことから、令和元年に花輪町にある市有地（旧公民館用地）に保育所の新設を要望した。この要望は保育所の新設では整備地域を設定しており、それに入っていない、また指定は駅周辺に限定しているが、それにも外れているため不可との内容でした。しかしながら、花輪町の開発が進み（1か所は進行中）状況が一定し、子どもの数、特に0～3歳児の数が急増しており、地域振興推進員については、花輪町担当として1名急増増員した。保育所も当然不足し、転入した若い理髪が保育所探しに大変苦労し、通勤ルートと関係ない遠方の保育所に入れて対応しているが、この状況は当分続き、さらに厳しくなることが想定され、待機児童問題が顕在化することが心配される。</p> <p>保育所の新設にあたっては、長期計画に基づく対応は必要とは思いますが、状況が急変した時、早急に状況を把握し、柔軟な対応が必要と考えられる。花輪町には保育所設置に適正な市有地があり、ここに保育所を新設して早急に問題解決することを要望する。</p>	こども未来局 こども未来部 幼保支援課	<p>本市において、長期的には少子化により保育需要が減少すると想定されることから、住宅開発等により保育需要が特に高い駅周辺地域に限定して整備することとしています。</p> <p>花輪町周辺は、大規模宅地開発により未就学児人口が増加している地域ですが、近隣保育所等に空きがある施設もあることから、現時点では当該地への保育所設置は考えておりません。</p> <p>将来的に、新たな開発等に伴う更なる人口増加により保育の受け皿が不足すると見込まれることがありましたら、保育所設置を検討してまいります。</p>	

No.	地区	要望件名(※:継続要望)・要望要旨	市区	担当課局	要望事項に対する回答
4	第9地区	<p>JR内房線大網里道踏切内歩道の拡幅改善について※</p> <p>本件は、数年前に若草銀和会より提議していますが、その後の進捗状況が不明なため蘇我小学校区各町内自治会で協議し、日頃この踏切利用者からの早急な改善希望があることを踏まえ、改めて要請するものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 当該踏切に歩道は設置されているが、幅員1mの厚板製であり、年月の経過と共に全体に上下に波打って凹凸もあり、さらに欠損箇所も発生している。 歩道では自転車を押し通す者が多く、乳母車は前後に押し引きして通行している、従ってやむを得ず車道通行者が多くなっている。車椅子は通行不可能である。 蘇我小学校児童の通学路として日常利用されており、広い歩道による安全確保は急務である。 幅員が狭いため混雑時には、人、自転車、車両が同時に車道を通行せざるを得ない状況にある。 同道路東側の外房線大網里道踏切は幅員2mの歩道が綺麗に整備されている。上記の状況より、踏切内での転倒事故、通行車両との接触事故等の発生が危惧されます。大事故の発生を防止する観点からも早急な歩道の拡幅改善をお願いいたします。 	○	建設局道路部 道路計画課	ご要望のありました大網里道踏切の歩道の拡幅改善についてですが、まず、路面の凹凸や欠損箇所などの応急復旧については、鉄道事業者へ早急な対応を申し入れました。踏切内の歩道の拡幅整備については、今後、鉄道事業者と対応可否を含め協議してまいります。
5	第9地区	<p>市道大蔵寺50号線の安全対策について※</p> <p>この要望は昨年、一昨年と継続して要望し、道路表示や土砂の撤去等の対応は実施してもらったものの、花輪バス停近くの交差点に信号をつける要望や道路が狭くなっている所(数ヶ所)の対応等はそのままの状況にあります。本年度はそれに一部追加して下記の要望をします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 花輪バス停近くの交差点に信号をつける要望に対して、交通量が指針の定めた基準を満たしていないとの回答でしたが、交通量の調査はいつ行ったものですか。感覚的にはこの4～5年で車の数は5倍以上増加しており、交通量調査の実施をまず要望します。 道路が狭くなっている所の拡幅を要望します。それが実施できるまで、大網街道から西郷寺下交差点まで、花輪バス停近くの交差点から旧中田商店(赤井町)までの道路の速度制限(30km/時)を要望します。 花輪東公園の入口前に横断歩道の設置を要望します。これは、朝、朝、夕を中心に子ども等の横断が多く、危険性が高いため。現状、横断歩道がないため、カーブ近くの見通しの悪い所で横断して車に接触しかかったことも発生している。 	○	市民局 市民自治推進部 地域安全課	<p>要望のありました信号機設置、速度規制、横断歩道設置要望につきましては、公安委員会(警察)の所管となりますので、同地域を管轄する千葉中央警察署に要望いたしました。千葉中央警察署からは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 花輪バス停近く交差点の信号設置に伴う交通量調査実施要望について今後交通量調査を実施し、信号機設置基準を満たしている状況かどうか確認します。 道路が狭く拡幅を要望、それまで速度制限(30km/時)を要望について現場通行車両の速度測定を行い規制をかけることができるか調査します。 花輪東公園の入口前に横断歩道の設置要望について今年の7月に横断歩道を設置しました。 <p>との回答でした。</p>
6	第9地区、 第21地区	<p>京成千原線に新駅設置の要望※</p> <p>この要望は平成4年以来引き続いて要望してきたものを、一昨年千葉県がんセンターが建替え・新館としてオープンしたことを受けて、昨年はがんセンターの最寄り駅としての機能を加えて要望しました。現在、がんセンターには最寄り駅がないため、重かバスの利用となり、周辺の交通渋滞の原因となっており、その抜け道の大師寺50号線等にも深刻な交通問題を引き起こしています。大師寺50号線と京成千原線の交差点部分に新駅を作れば、がんセンターの最寄り駅となり、またこの付近には、県有地や県の施設も多いことから是非限とよく協議し、長期的な課題とせず実現に動いてほしい。またそのために必要な条件等あれば明示するよう要望します。</p>	○	都市局都市部 交通政策課	<p>京成電鉄千原線については、毎年度1回「京成電鉄千原線整備促進検討会」において、京成電鉄、千葉県、市原市及び本市が利用促進策やその他の諸施策について意見交換を実施しており直近では令和4年1月に「輸送人員の状況」、「利用促進につながる最近の動向」等を議題として意見交換を行っております。</p> <p>新駅の設置は、駅舎建設や関連設備の設置に多額の費用を要することから、利用者の増加見込みや今後の維持管理などの様々な要素を勘案し、鉄道事業者による経営判断のもとで事業が進展することが一般的ですが、前述の会議において、京成電鉄からコロナ禍を受けての厳しい経営状況について言及があったところです。</p> <p>このため、本市としてもご要望については短期的な実現が難しいものと考えておりますが、京成電鉄側はもとより、千葉県等とも連携し、前述の会議などの機会をとりえて議論してまいります。</p>

№	地区	要望件名(※:継続要望)・要望要旨	市区	担当部局	要望事項に対する回答
7	第13地区	<p>都市計画道路の早期着工・完成について「仁戸名町～古市場町線」※ 日頃から当該地域の環境保全と環境整備に深いご理解と格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>表題のことにつきまして、平成6年度・8年度・更に平成12年度と要望書を提出し25年の歳月を迎えますが着工の兆が見えないため、平成30年度より再提出し、下記状況改善のために継続して提出いたします。</p> <p>【明德高校前より生実台セブンイレブン間の早期着工を切にお願い申し上げます。この完成により、地域の環状道路として利用でき、通学路の安全も確保され、特に現状の急な坂をのぼるバス路線が変わることによって、大変危険となっている道路状況が改善されることとなりますので、何卒ご配慮賜りたく早期着工、完成を要望いたします。】</p> <p>昨年の回答によりますと、事業効果の早期発現の観点から、現在着手している路線の完成を優先して進めており、新規路線の早期事業化は難しい状況であり、本路線を含む未整備の都市計画道路についても、今後の見通しは定まっておらず、整備中路線の進捗状況を見極めながら、優先度を考慮した上で事業化を検討との事です。実施は難しい旨の回答を伺いましたが、要望として継続的に提出をいたします。</p>		建設局道路部 道路計画課	<p>事業効果の早期発現の観点から、現在、着手している路線の完成を優先して進めているところであり、本路線を含む未整備の都市計画道路については、今後の見通しについて具体的に決まっております。度重なるご要望を頂き、誠に恐縮ではありますが、事業中路線の進捗状況を見極めつつ、整備優先度を考慮したうえで、事業化を検討してまいります。</p>
8	第16地区	<p>都市計画道路「加曾利町大森町線」の早期整備について※ 第16地区連協の区域内である京成大森台駅付近を起点とし、大網街道までの「加曾利町大森町線」の整備に伴い、大森台駅の駅前広場やロータリーの整備も含まれると思うが、駅前広場から駅改札口までの動線についてバリアフリーに配慮して整備するようお願いし、また同時にエレベーターの設置についても同時に整備できるように京成電鉄と協議を行うこと。</p> <p>また、坂道の頂上付近となる喜久屋酒店前交差点(中央区仁戸名町601番地16地先)への信号設置について、道路整備と同時にできるように中央警察署との協議を行うこと。従来より要望している、松ヶ丘小学校東側の中央区松ヶ丘町5丁目2番地付近から中央区仁戸名町532番地先の大網街道までの区間の拡幅についても早急に実現されますよう要望いたします。</p>		建設局道路部 道路計画課 街路建設課	<p>現在、ご要望の加曾利町大森町線と連絡する南町宮崎町線(京葉道路の大森橋から宮崎町の青葉の森通りまでの区間)について、早期完成に向け、整備を進めているところであります。加曾利町大森町線の京成大森台駅付近及び、駅前広場については今年度から京成電鉄とバリアフリーへの配慮やエレベーターの設置も含めて協議を開始しました。</p> <p>また、京成大森台駅付近から大網街道までの区間については、昨年度、周辺の地形を把握するための測量を実施しました。</p> <p>今年度は、道路の線形や構造などの検討を行う設計を実施しており、今後、早期事業化に向け必要な手続を進めてまいります。</p> <p>なお、喜久屋酒店前交差点への信号機設置についても、併せて検討していきます。</p>
				都市局都市部 交通政策課	<p>駅施設のエレベーター設置について、本市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)および同法に基づき制定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、原則として1日当たり平均利用者数3,000人以上の鉄道駅等を対象に、鉄道事業者のバリアフリー化に関する施設の整備に対して補助を行い、バリアフリー化を促進しております。</p> <p>大森台駅は令和3年度の1日当たり平均利用者数が2,626人と、基準には達していませんが、継続的に地元の皆様からも要望等をお寄せいただいておりますので、引き続き駅前広場整備と時期を同じくした駅構内へのエレベーター設置について、京成電鉄と協議してまいります。</p>
9	第16地区	<p>中央区仁戸名町5番地付近一帯の農業用水路の修繕および、雨水冠水対策の早期実施と、支川都川の近江下橋付近の河川整備の早期実施について 中央区仁戸名町5番地から9番地先付近は、集中豪雨の際に農業用水と都川が冠水状態になるため道路が冠水し、住宅の床下浸水、床上浸水が発生します。付近一帯の農業用水の早期改修と、支川都川の川戸橋から近江下橋付近の河川整備の早期実施を要望いたします。</p>		建設局 下水道・西部 総合治水課 建設局 下水道建設部 下水道維持課	<p>近年の大雨により、支川都川の冠水状態に起因する浸水被害が発生していることから、令和3年度より都川合流部から平山大橋までの区間の河川整備に着手しています。現在、下流の都川合流部付近の整備を進めておりますが、近江下橋付近につきましては早期実施できるよう河川管理者である千葉県と連携を図りながら、順次、事業を進めてまいります。</p> <p>また、仁戸名町5番地付近一帯の雨水冠水対策の早期実施につきましても、流末となる支川都川の整備に合わせ、水路の整備を検討してまいります。</p> <p>なお、既存の水路に関しては、現状を確認し、適正な維持管理に努めてまいります。</p>
10	第27地区	<p>児童・生徒の登下校時に警察の見守りをお願いしたい 国道16号からの抜け道となっている山共建設出入口付近から、児童・生徒の登下校時に通り抜けの車両が、スピードを出して通過することが多く見受けられます。地域住民による見守りもしていますが、児童・生徒たちの安全とスピード抑制のために、時間帯に応じて警察の見守りをお願いしたい。</p>		市民局 市民自治推進部 地域安全課	<p>児童・生徒たちの安全と車両のスピード抑制のための、時間帯に応じた警察の見守り活動の実施について、千葉中央警察署に要望いたしました。</p> <p>千葉市中央警察署からは、交番員・パトカー勤務員と情報共有し、地域課員、交通課員とより可能な限り見守り活動を実施します。</p> <p>との回答でした。</p>

No.	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	市区	担当部署	要望事項に対する回答
11	第27地区	<p>所有者が不明の防犯街灯の修繕について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本自治会には所有者が不明の防犯街灯が2基、存在しているが、令和3年度、そのうちの1基が要修繕の状態になった。 ・東京電力は、所有者の間合せに対して、個人情報だからと調査を協力しない。 ・地域の防犯街灯にも拘わらず、長期にわたり、点いていなかった。 ・このような事態を避けるためにも、これに対応する条例などを策定してほしい。 ・例えば、防犯街灯の修繕に関する間合せは行政が一手に行うことにする。行政からの間合せに対しては、東京電力は回答する義務を要する。 ・スムーズに修繕ができる仕組みを作っていただきたい。 		<p>市民局 市民自治推進部 地域安全課</p>	<p>防犯街灯は、本市においては、地域内の実情をよく把握している町内自治会等が設置及び維持管理することで、より適切で効果的な設置になるとともに、地域の防犯意識の向上に繋がると考え、町内自治会等が設置及び維持管理し、市が費用の一部を補助金として交付する手法を採用しております。</p> <p>また、防犯街灯の修繕については、一般的には、所有者である自治会等が修繕費に要する費用の補助金を事前に申請し、市は申請内容に基づき補助金を交付しますので、自治会等は、その後に修繕工事を発注するという流れになります。</p> <p>本件については、所有者がわからないため、地元の自治会等が修繕を行うことができない例外的な案件であり困っているということだと思いますが、防犯街灯は、本市においては町内自治会等が維持管理を行う手法を採用しており所有者が不明の防犯街灯が例外的な案件であること及び本件要望のあった防犯街灯については、いずれも現在点灯しており防犯街灯として機能している実態があることから、現時点で市として単独対応は考えておりません。</p> <p>なお、所有者の特定のために東京電力から個人情報を収集するという点に関しては、防犯街灯のポールの腐食が激しく通行行人等の生命、身体の保護のために必要があるなどの理由があるのであれば、個人情報保護に関する法律第27条第1項第2号の規定に基づき回答を得られる可能性があります。</p> <p>今後は、このような情報を関係部局で共有するなど、修繕がスムーズに進むよう工夫して参ります。</p>
12	都地区	<p>防犯街灯の管理費・修繕費の全額補助について</p> <p>地域の安全・安心を確保するうえで、防犯街灯の存在効果は計り知れないものです。各自治会では、防犯街灯補助金制度により、管理費補助金（電気料金の補助）を活用して適切な維持管理に努めております。</p> <p>さて、都府中通りにある都町商工振興会で設置した防犯街灯が点いていない箇所が多く見られ、住民から改善を要望されています。</p> <p>商工振興会の役員に聞いたところ、ここ数年、商工振興会の会員の世代交代や新型コロナウイルスの影響もあり、税金する会社も多く、会員の減少に伴い電気料金や修繕等の支払いに大変苦慮されていることでした。</p> <p>防犯街灯は道路に設置するインフラ設備です。今後の適切な維持管理が出来なくなることを懸念致します。</p> <p>維持管理の充実を図る上でも、防犯街灯の管理費や修繕費の全額補助の対応が市での一括管理をお願いいたします。</p>		<p>市民局 市民自治推進部 地域安全課</p>	<p>防犯街灯は、地域の実情を把握している町内自治会等が設置及び維持管理することが効果的であり、地域防犯力の向上に繋がると考え、町内自治会等が設置及び維持管理を行い、市が費用の一部を補助金として交付しているところです。</p> <p>また、商店街街路灯については、商店街による維持管理が困難となった場合、一定条件のもと、防犯街灯として町内自治会等への移管を認めることで、継続して維持管理できるよう制度化を図っておりますので、この機会に町内自治会等への移管をご検討ください。</p> <p>さらに、不要な商店街街路灯がある場合は、本市では、撤去費用に対して補助金を交付する制度がありますので、そちらのご活用についても併せてご検討ください。</p>
13	都地区	<p>通学路の安全対策について</p> <p>交通事故で子供が犠牲になっている事例が増えています。子供の通学路の安全対策が必要と思われるところが、防犯パトロールを通じて地域住民から三か所指摘がありました。ご検討願います。（別紙参考図面あり）</p> <p>①都町1丁目19番21号と34番10号間の十字路。 南斜面の道路が坂の途中でカーブしていることから、加速して登ってくる車から、歩行者が見にくい。危険です。</p> <p>②都町7丁目3番27号の南側道路（坂道）と青葉の森通りとの交差する要則十字路は、平坂交差点側から来る車から歩行者等が見にくい。カーブで交通量も多いため、危険です。</p> <p>③国道51号線の車坂交差点と京葉道路と交差する貝塚交差点の間は、下り坂で信号機がないため7丁目10番1号の横断歩道付近は、スピードを出す車が多く、歩行者がいても止まりません。</p> <p>いずれも減速走行するような自立つ看板等の設置など注意喚起対策が必要と思われます。ご検討願います。</p>		<p>市民局 市民自治推進部 地域安全課</p> <p>建設局道路部 道路計画課 建設局土木部 中央・実装 土木事務所 維持建設課</p>	<p>要望のありました横断歩道の安全対策について、同地域を管轄する千葉中央警察署に要望いたしました。</p> <p>千葉中央警察署からは、</p> <p>①カーブ箇所の横断歩道は見通しが悪くて危険なことから、横断歩道の撤去などを検討します。</p> <p>②交番員・パトカー勤務員と情報を共有し、可能な限り見守り活動を実施します。</p> <p>③交番員・パトカー勤務員と情報を共有し、可能な限り見守り活動を実施します。</p> <p>との回答でした。</p> <p>①視覚効果により、スピードの抑制が期待できる路面標示の設置を検討して参ります。</p> <p>②視覚効果により、スピードの抑制が期待できる路面標示の設置を検討して参ります。</p> <p>③都町7丁目10番1号地先の国道51号の安全対策につきましては、道路管理者である国土交通省千葉国道事務所へ要望内容を伝えて参ります。</p>

議案第1号

令和4年度事業報告について

令和4年5月14日(土)蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館ハーモニーホールにおいて、千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会を開催し、令和3年度事業報告及び決算報告等が承認され、令和4年度事業計画(案)及び令和4年度予算(案)を可決し、新年度の業務が開始された。

【事業内容】

- 令和4年4月7日 きぼーる11階大会議室において、令和3年度収入・支出決算関係帳簿類の監査を実施し、監事の承認を得た。
- 令和4年4月13日 第1回理事会をきぼーる11階大会議室において開催し、以下の事項を協議した。
- 1 令和4年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会役員を選出(案)について
 - 2 令和3年度収入支出決算について
 - 3 令和4年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の開催方法について
 - 4 令和4年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の会務報告及び議案審議について
 - 5 令和4年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の役割分担について
 - 6 千葉市町内自治会連絡協議会専門部会の委員選出について
 - 7 功労者表彰について
 - 8 令和4年度要望事項について
- 令和4年5月14日 通常総会を蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館ハーモニーホールにおいて開催し、令和3年度事業報告及び決算報告等が承認され、令和4年度事業計画(案)及び令和4年度予算(案)等を可決した。
- 令和4年6月29日 第2回理事会をきぼーる15階ボランティア活動室において開催し、以下の事項を協議した。
- 1 令和4年度要望事項について
 - 2 令和4年度中央区町内自治会連絡協議会の活動研修会について
 - 3 千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則一部改正等の検討について

- 令和4年8月28日 8月28日には各避難所を地域会場として避難所開設・運営訓練を行い、9月1日には、主会場である蘇我スポーツ公園において 第43回九都県市合同防災訓練が実施された。
- 令和4年9月26日 三役会及び第3回理事会をきぼーる15階ボランティア活動室において開催し、以下の事項を協議した。
- 1 令和4年度要望事項の回答について
 - 2 令和4年度中央区町内自治会連絡協議会の活動研修会について
- 令和4年10月16日 第30回中央区ふるさとまつりの開催が企画されていたが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から中止となった。
- 令和4年11月15日 中央区町内自治会連絡協議会活動研修会を開催し、千葉キャピタルバイオマスセンター、新浜リサイクルセンター、千葉港めぐり観光船、南部浄化センターを視察した。
- 生活に密着した廃棄物、下水に関する市内施設の視察を行うことで、市の取り組みを理解していただく良い機会となり、今後の地域活動にも活かせる有意義な研修会とすることができた。
- 参加者数：28名 参加者負担金：1,400円/名
- 令和5年1月13日 第4回理事会をきぼーる15階ボランティア活動室において開催し、以下の事項について、協議及び報告した。
- (議題)
- 1 令和5年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の日程について
 - 2 令和5年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会における被表彰者の推薦について
 - 3 令和4年度決算見込みについて
- (報告)
- 1 第45回ごみ問題検討委員会について
 - 2 令和4年度市連協要望事項回答について
 - 3 令和4年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会活動研修会開催報告について
- 令和5年3月22日 三役会及び第5回理事会をきぼーる15階ボランティア活動室において開催し、以下の事項を協議した。
- 1 令和4年度収入支出決算見込について
 - 2 令和5年度役員選出(案)について

議案第2号

令和4年度収入支出決算について

収入支出決算書

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位:円)

【収入】

科 目	目	当初予算額	収入済額	差引額	摘要
項	目				
補助金	区連協補助金	1,452,000	1,452,000	0	区連協:839,950円、地区連協:612,050円 ※地域運営交付金を除く(第9、13、16地区)
負担金	負担金	277,356	170,156	△107,200	62,678世帯×2円=125,356円(地区連協負担金) 32人×1,400円=44,800円(活動研修会参加者負担金)
繰越金	前年度繰越金	650,161	650,161	0	
雑収入	雑収入	9	9	0	預金利子
合計		2,379,526	2,272,326	△107,200	

【支出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位:円)

科 目	目	当初予算額	予算流用額	予算現額 (A)	支出額 (B)	補助対象経費	補助対象外経費	予算残額 (A)-(B)	摘要 ※下線は補助対象外経費
項	目								
交付金	地区連協交付金	612,050	0	612,050	482,555	482,555	0	129,495	地域運営交付金(第9、13、16地区)を除く
事務費	事務費	420,000	92,298	512,298	512,298	512,298	0	0	事務用品、町内自治会のしおり作成、郵便代、封筒印刷代
会議費		115,000	0	115,000	112,994	112,994	0	2,006	
	総会費	103,000	676	103,676	103,676	103,676	0	0	総会資料作成、総会案内はがき代
	役員会議費	12,000	△676	11,324	9,318	9,318	0	2,006	三役会・理事会費用、理事会用ファイル代
表彰費	表彰費	40,000	0	40,000	38,393	38,393	0	1,607	被表彰者記念品代、表彰状(6名)
渉外費	渉外費	33,000	0	33,000	3,000	0	3,000	30,000	年賀名刺交換会会費(区連協会長)
事業費	活動研修費	502,000	0	502,000	280,080	235,280	44,800	221,920	視察研修費、傷害保険料、参加者昼食代
旅費	費用弁償	104,000	0	104,000	82,000	82,000	0	22,000	理事、監事の費用弁償
予備費	予備費	553,476	△92,298	461,178	0	0	0	461,178	
合計		2,379,526	0	2,379,526	1,511,320	1,463,520	47,800	868,206	

【区連協補助金の状況】

(区連協補助金当初予算額) (補助対象支出額)

1,452,000円 - 1,463,520円 = △11,520円

【令和5年度への繰越額】

(収入済額合計) (支出額合計) (残額=繰越予定額)

2,272,326円 - 1,511,320円 = 761,006円

(参考:前年度繰越額 650,161円)

議案第3号

令和4年度監査報告について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

令和4年度収入支出監査報告書

監査対象

千葉市中央区町内自治会連絡協議会の令和4年度収入支出決算書及び
関係帳簿・証書類

監査期日

令和5年4月13日

監査内容

予算会計の収入・支出済額は、収入及び支出簿により出納書類を余すところ
なく照査のうえ、さらにその内容につき監査を実施した結果、決算は計数的に
正確であり、内容も正当なものと認定した。

令和5年4月13日

監事

氏名

[Redacted]

氏名

[Redacted]

議案第4号

令和5年度役員(案)の承認について

会 長

[REDACTED]

副会長

[REDACTED]

副会長

[REDACTED]

会 計

[REDACTED]

会 計

[REDACTED]

議案第5号

令和5年度事業計画（案）について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会は、会則に明示された目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 区行政との連絡及び協力に関すること
区民参加を推進するため、区並びに市と区民を結ぶパイプ役として活動し、地域の発展に寄与貢献する。
- 2 要望事項等の促進に関すること
区内各地域に共通する諸問題及び区民に関連する諸事業についての要望事項等の早期解決を図る。
- 3 功労者の表彰に関すること
本会の「表彰内規」により功労のあった地区連協会長及び単位町内会長を総会において表彰する。
- 4 区民意識の啓発
区民として相互の連帯意識の高揚を図り、住み良い街づくりを推進する。
- 5 研修会の実施
先進の住民自治組織や施設等を研修視察し、地域リーダーの育成に努める。
- 6 その他必要な事項に関すること
その他区連協活動の充実向上を目的とした諸事業の推進を図る。

令和5年度主な会議等予定

年 月	内 容	備 考
令和5年 4月	会 計 監 査	4 月 1 3 日 (木)
4 月	理 事 会	4 月 1 9 日 (水)
5 月	令和5年度通常総会	5 月 1 3 日 (土)
6 月	理 事 会	6 月 3 0 日 (金)
8 月	中央区防災訓練 (主会場・地域会場訓練)	8 月 2 7 日 (日)
9 月	三 役 会 ・ 理 事 会	9 月 2 7 日 (水)
1 0 月	中央区ふるさとまつり	1 0 月 1 5 日 (日)
1 1 月	活動研修会	
令和6年 1月	理 事 会	1 月 1 1 日 (木)
3 月	三 役 会 ・ 理 事 会	3 月 2 2 日 (金)

議案第6号

令和5年度収入支出予算(案)について

収入支出予算書(案)

【収入】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会(単位:円)

科	目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A) - (B)	摘要
項	目				
補助金	区連協補助金	1,454,000	1,452,000	2,000	区連協:844,580円、地区連協:609,420円 ※地域運営交付金を除く(第9、13、16地区)
負担金	負担金	276,134	277,356	△1,222	62,067世帯×2円(地区連協負担金) 76人×2,000円(活動研修会参加者負担金)
繰越金	前年度繰越金	761,006	650,161	110,845	
雑収入	雑収入	9	9	0	預金利子
計		2,491,149	2,379,526	111,623	

【支 出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会（単位：円）

科 目		本年度予算額			前年度予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	摘 要
項	目	(A)					
		補助対象経費	補助対象外経費	※下線は、補助対象外経費			
交 付 金	地区連協交付金	609,420	609,420	0	612,050	△ 2,630	地域運営交付金を除く（第9、13、16地区）
事 務 費	事 務 費	420,000	420,000	0	420,000	0	事務用品、町内自治会のしおり作成、郵便代
会 議 費		147,000	147,000	0	115,000	32,000	
	総 会 費	135,000	135,000	0	103,000	32,000	総会資料作成、総会案内郵送代、会場使用料
	役員会議費	12,000	12,000	0	12,000	0	三役会・理事会費用
表 彰 費	表 彰 費	55,000	55,000	0	40,000	15,000	表彰者記念品代、表彰状
渉 外 費	渉 外 費	33,000	0	33,000	33,000	0	年賀名刺交換会会費（区連協会長）、見舞金、弔慰金
事 業 費	活動研修費	502,000	350,000	152,000	502,000	0	視察研修費、参加者昼食代
旅 費	費用弁償	104,000	104,000	0	104,000	0	理事、監事の費用弁償
予 備 費	予 備 費	620,729	0	620,729	553,476	67,253	
合 計		2,491,149	1,685,420	805,729	2,379,526	111,623	

令和5年度地区連協交付金明細書

令和5年3月31日現在

区	地区	団体数	1団体当り	団体割額	世帯数	1世帯当り	世帯割額	均等割額	交付額
中央区	2	10	500	5,000	5,629	10	56,290	20,000	81,290
	3	27	500	13,500	5,189	10	51,890	20,000	85,390
	4	23	500	11,500	6,202	10	62,020	20,000	93,520
	5	6	500	3,000	5,518	10	55,180	20,000	78,180
	8	22	500	11,000	8,522	10	85,220	20,000	116,220
	21	13	500	6,500	1,701	10	17,010	20,000	43,510
	27	24	500	12,000	3,435	10	34,350	20,000	66,350
	45	10	500	5,000	1,996	10	19,960	20,000	44,960
	計	135	500	67,500	38,192	10	381,920	160,000	609,420

※下記の地区については、地域運営交付金として交付するため、区連協補助金には含まない。

区	地区	交付額
中央区	9	172,090
	13	92,980
	16	72,050
	計	337,120

議案第7号

令和5年度監事の選任について

監 事

監 事

千葉市中央区町内自治会 連絡協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、千葉市中央区町内自治会連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、中央区役所内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第3条 本会は、中央区内地区町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組 織

(組 織)

第4条 本会は、中央区の町内自治会長を会員とし、別表の地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。
- (3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行うこと。
- (4) 千葉市町内自治会連絡協議会及び関係当局その他団体との連絡及び協力に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(役 員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

会 長	1 名	理 事	若干名
副 会 長	2 名	監 事	2 名
会 計	2 名		

(役員を選出)

第7条 会長、副会長及び会計の三役は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。

- 2 理事は、中央区内の地区町内自治会連絡協議会長をもって、これに充てるものとする。ただし、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会にあつては、中央区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。
- 3 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、会長の指示を受けて本会の会計及び経理を司る。
- 4 理事は、理事会を組織し会長の指示を受けて会務を司る。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、理事会に諮り会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第3章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、総会、理事会及び三役会とする。

(総 会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の請求があつたときに開催する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の改正に関する事項
 - (4) その他、重要な事項
- 4 総会は、会員の過半数の出席で成立する。議事は出席者の過半数の賛成で決することとし、可否同数のときは議長が決するところによる。
- 5 総会の出席は、委任状の提出をもって代えることができる。

- 6 自然災害等により、総会の招集が難しい状況であり会長がやむを得ないと認めるときは、総会は書面により開催することができる。この場合、会員の過半数の書面による回答が得られることを必要とする。
- 7 書面により開催する総会の議事は、期日までに回答された議決権行使書の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(理事会)

- 第14条 理事会は、会長が必要があると認めたとときに、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。
 - 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 自然災害等により、理事会の招集が難しい状況であり会長がやむを得ないと認めるときは、理事会は書面により開催することができる。この場合、理事の過半数の書面による回答が得られることを必要とする。
 - 5 書面により開催する理事会の議事は、期日までに回答された議決権行使書の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(三役会)

- 第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。
- 2 三役会は、会長が必要があると認めたとときに、会長が招集し、会長が議長となる。
 - 3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 理事会に提出する事項の審議に関すること。
 - (2) 会務の執行上必要なこと。
 - 4 自然災害等により、三役会の招集が難しい状況であり会長がやむを得ないと認めるときは、三役会は書面により開催することができる。

第4章 会 計

(経 費)

- 第16条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 補 則

(会則の改正)

- 第18条 本会則の改正は、総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、理事会の承認によることができる。

(その他)

- 第19条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

- 附 則
この会則は、平成 4年 5月 24日より施行する。
- 附 則
この会則は、平成 5年 5月 9日より施行する。
- 附 則
この会則は、平成 6年 5月 15日より施行する。
- 附 則
この会則は、平成 16年 5月 16日より施行する。
- 附 則
この会則は、平成 24年 7月 1日より施行する。
- 附 則
この会則は、平成 30年 5月 12日より施行する。
- 附 則
この会則は、令和 3年 5月 24日より施行する。

別表

	地区町内自治会連絡協議会名
1	第2地区（末広中学校区）町内自治会連絡協議会
2	第3地区（葛城中学校区）町内自治会連絡協議会
3	第4地区（椿森中学校区）町内自治会連絡協議会
4	第5地区（緑町中学校区西千葉地区）町内自治会連絡協議会
5	第8地区（新宿中学校区）町内自治会連絡協議会
6	第9地区（蘇我中学校区）町内自治会連絡協議会
7	第13地区（生浜中学校区）町内自治会連絡協議会
8	第15地区（轟町中学校区）町内自治会連絡協議会
9	第16地区（松ヶ丘中学校区）町内自治会連絡協議会
10	第21地区（川戸中学校区）町内自治会連絡協議会
11	第27地区（星久喜中学校区）町内自治会連絡協議会
12	第45地区（都地区）町内自治会連絡協議会

千葉県中央区町内自治会連絡協議会
表彰内規

(表彰の基準)

第1条 区域内住民福祉の増進のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その実績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。

(1) 中央区町内自治会連絡協議会役員(監事を除く)の職にあって退任したもの。

(2) 5年以上引き続いて町内自治会長の職にあって退任したもの。

(在職年数の決定)

第2条 在職年数は、満年をもって計算する。

(被表彰者の推薦方法)

第3条 第1条第1号における被表彰者の該当者については、会長が推薦し、第1条第2号における被表彰者の該当者については、理事の推薦により、それぞれ理事会に報告したのち総会において表彰するものとする。

(表彰)

第4条 表彰は、表彰状に記念品を添えて贈呈する。

(表彰の重複禁止)

第5条 被表彰者は、再表彰をしないものとする。

附 則

この内規は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年7月1日から施行する。